

日野町 農業委員 農地利用最適化推進委員 を募集します！

日野町農業委員会の現農業委員および農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日(水)で終わることから、新たに任期が始まる日野町農業委員および農地利用最適化推進委員の募集を行います。

対象 農業に関する熱意と知識を持ち、地域農業の推進のため、農業委員会業務を適切に行うことができる方

任期 3年

農業委員…令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

農地利用最適化推進委員…農業委員会が委嘱した日から令和8年7月19日まで

募集人数

農業委員…15名

農地利用最適化推進委員…20名

組織構成

①認定農業者等が過半以上(8人以上)

※認定農業者、認定農業者が行う事業に従事する親族、認定農業者であった方、人・農地プランに掲げる担い手、集落営農法人の理事、集落営農組織の役員等

②年齢や性別等に偏りがないように配慮する

※女性の委員5名の登用を目標とする

③農業を生業としておらず、利害関係を有しない方を1名以上含める(中立委員)

資格

(1)町内に住所を有する方。ただし、町外に住所を有し、町内において農業を営んでいる方は、この限りでない

(2)日野町役場の職員でない方(一般職)

※その他条件あり

業務内容

(1)農地の売買、貸し借りに関する審査・許可

(2)地域の担い手への農地集積・集約化・耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等

(3)その他農業振興に関する業務

申し込み

農林課(農業委員会事務局)窓口に備えてある所定の応募用紙に必要事項をご記入いただき、添付書類を備え、郵送または持参によりご提出ください。

※応募用紙は町のホームページからもダウンロードできます。

受付期間 2月13日(月)から3月16日(木)まで

【期限内必着】

その他

業務内容、推薦を受ける者および応募する者の資格等の詳しい内容については、町のホームページでご確認いただくか、左記までお問い合わせください。



日野町ホームページ



◆問い合わせ先 農林課(農業委員会事務局)
☎0748-5216563

みんなで支えあう

国民健康保険

健康寿命の延伸は

歯とお口の健康から！

歯周病を予防しよう！



仕事や家事など日々の忙しさからお口のチェックや定期的な歯科検診が減り、ケアがおろそかになると、歯肉炎や歯周病になります。さらに40代以降になると歯周病などにより歯を失う人が増えてきます。

歯周病とは、歯周病菌が増えて起こる病気です。歯垢の中の歯周病菌が増え続け、炎症を起こして、歯を支える組織を破壊していきます。ギネスブックで「世界で最も一般にまん延している感染症」といわれています。初期段階ではあまり自覚症状がないため、気づいた時には進行しているケースもあり、歯を失う原因の第1位です。決して中年だけの病気ではなく、20代30代の7割から8割の方が、すでに歯周病の初期段階である歯肉炎にかかっているといわれています。

歯周病の怖さは、歯を失うリスクが高だけでなく、糖尿病、心臓病、脳

梗塞、認知症など体のさまざまな病気に影響していることがわかってきています。

歯周病は、①好ましくない生活習慣（不規則な食生活、喫煙など）②歯のセルフケア不足③免疫力の低下が大きな原因です。生活習慣を見直し、1つ1つリスクを減らして、自分の歯を守りましょう。

歯周病の予防の10のポイント

- ①規則正しい生活をする
- ②バランスのとれた食生活をする
- ③よく噛んで食べる
- ④間食は時間を決めてダラダラ食べない
- ⑤ストレスをためこまない
- ⑥からだの病気になるまいよう気をつける
- ⑦たばこを吸わない
- ⑧深酒をしない
- ⑨1日1回は時間をかけた歯みがきをする
- ⑩歯科検診と専門家によるフッリーニングを定期的に受ける

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584
福祉保健課 保健担当 ☎0748-52-6574

国民年金からのお知らせ

口座振替による前納が大変お得です

お申し込みは2月末までに！

国民年金保険料を口座振替で前納（納期未到来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。

令和5年4月分から、保険料の2年前納、1年前納、6か月前納のいずれかを希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、令和5年2月末までに手続きが必要です。

手続きは、国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、金融機関の届出印、通帳をご持参のうえ、口座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、または、日本年金機構草津年金事務所でお願います。なお、口座振替の手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

参考：口座振替を利用した場合の保険料額【令和4年度】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	381,530円／2年	15,790円
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	194,910円／1年	4,170円
6か月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分の保険料を10月末に振替	98,410円／6か月	1,130円
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	16,540円／1か月	50円
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	16,590円／1か月	割引なし

◆問い合わせ先

草津年金事務所（国民年金課） ☎077-567-2220
住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584